

補助対象障害福祉施設  
運営法人代表者様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和2年度1次補正予算における社会福祉施設等施設整備費の国庫  
補助に係る協議について（追加協議）

平素より、県の障害福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
標記のことについて、厚生労働省から下記により追加協議の案内がありましたのでお知らせ  
します。

当該補助を希望される場合には、補助金協議書を令和2年6月12日（金）までに提出して  
ください。

#### 記

#### 1 対象事業

以下に掲げる障害者支援施設等において、新型コロナウイルスの感染が疑われる入所者  
が発生した場合に備え、多床室を区切り、感染が疑われる入所者を空間的に隔離するた  
めの個室化を行う大規模修繕等事業

#### 2 対象施設

- ・障害者支援施設、障害児支援施設、共同生活援助事業所、短期入所事業所  
※ただし、岐阜市所在及び国又は地方公共団体等が運営するものを除く。

#### 3 留意事項

社会福祉施設等施設整備費補助金においては、内示前に着工した事業は補助対象外です  
が、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、緊急的に着手せざるを得なかつ  
た個室化改修事業に限り、内示日に関わらず補助対象となります。

また、本事業は、別途通知する「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取  
扱いについて」に基づき、総事業費が、入所施設にあつては100万円以上、共同生活援助  
事業所・短期入所事業所にあつては30万以上のものを補助対象とします。

#### 4 提出様式及び提出期限

提出様式 様式7号、様式7号別紙（excelのまま。pdf不可）

提出期限 令和2年6月12日（金）

提出先 障害福祉課メールアドレス：[c11226@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp)

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課施設整備係		
係長	藤田	担当	藤田
電話	058-272-8314（直通）		
FAX	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		